

七飯町認知症カフェ運営補助金交付要綱（骨子）

1 趣旨

認知症カフェ等を開催する団体に対して運営補助金を交付するために必要な事項を定める。

2 認知症カフェとは

認知症の方、その家族及び地域住民の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として、主体的に参加できる活動拠点をいう。

3 補助対象となる認知症カフェは

- (1) 七飯町内に10人以上が集える拠点を設けること。
- (2) 1年間に4回以上開設すること。
- (3) 1回につき、おおむね2時間以上開設すること。
- (4) 認知症に関する相談に対応できる人員を配置すること。
- (5) 宗教的な内容を含まないこと。
- (6) 政治的な内容を含まないこと。
- (7) 選挙活動につながる内容を含まないこと。
- (8) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

4 補助の対象となる者は団体のみ（法人、非法人問わず次の条件を満たせばよい。）

- (1) 暴力団ではないこと。
- (2) 団体の構成員に暴力団員が含まれていないこと。
- (3) 法人にあっては、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。
- (4) 適切な事業運営が確保できると町長が認める団体であること。

5 補助の対象となる経費は

- (1) 需用費（コーヒーや茶葉等の賄い材料費、紙皿、紙コップ等）
- (2) 報酬（講演や教室等の講師報酬）

6 補助金の額は

対象経費の100パーセントとする。ただし、上限額は、認知症カフェの開催1回につき3万円とし、予算の範囲内で交付する。